

東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に伴う関連諸制度の整備について

2019年7月30日

株式会社大阪取引所

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

本年10月に予定されている株式会社日本取引所グループと株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）の経営統合を受け、金融からコモディティまで幅広い商品のワンストップでの取引を可能とするいわゆる総合取引所を実現するため、2020年7月を目途にTOCOMに上場する一部商品を同グループの子会社である株式会社大阪取引所（以下「OSE」といいます。）に移管いたします。

当該商品移管を通じて、投資人や取引参加者をはじめとした市場利用者にとって信頼性・利便性をより向上し、我が国デリバティブ市場の流動性向上及び競争力強化を図る観点から、以下のとおり、取引制度及び取引参加者制度等について所要の整備を行うこととします。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 取引制度 (1) 取引対象	<ul style="list-style-type: none">・ TOCOMのデリバティブ市場で取引されている以下に掲げる上場商品については、OSEのデリバティブ市場に移管します。<ul style="list-style-type: none">a. 貴金属市場<ul style="list-style-type: none">(a) 金標準取引(b) 金ミニ取引(c) 金限日取引(d) 金先物オプション取引(e) 銀取引(f) 白金標準取引(g) 白金ミニ取引(h) 白金限日取引(i) パラジウム取引b. ゴム市場	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、取引休止中であるアルミニウム取引については、TOCOMにおいて引き続き取引を休止することとし、また、金現物取引については、OSEのデリバティブ市場では取り扱わないこととします。

項目	概要	備考																								
(2) 取引時間	<p>(a) ゴム取引 (RSS 3号)</p> <p>(b) ゴム取引 (TSR20番)</p> <p>c. 農産物市場</p> <p>(a) 一般大豆取引</p> <p>(b) 小豆取引</p> <p>(c) とうもろこし取引</p> <p>・ ゴム市場を除き、TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。</p> <p>a. 貴金属市場</p> <p>(a) 日中立会</p> <table border="0" data-bbox="627 750 1523 1021"> <tr> <td>プレ・オープニング</td> <td>午前 8 時から午前 8 時 44 分まで</td> </tr> <tr> <td>ノンキャンセル・ピリオド</td> <td>午前 8 時 44 分から午前 8 時 45 分まで</td> </tr> <tr> <td>オープニング・オークション</td> <td>午前 8 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>レギュラー・セッション</td> <td>午前 8 時 45 分から午後 3 時 10 分まで</td> </tr> <tr> <td>プレ・クロージング</td> <td>午後 3 時 10 分から午後 3 時 15 分まで</td> </tr> <tr> <td>クロージング・オークション</td> <td>午後 3 時 15 分</td> </tr> </table> <p>(b) 夜間立会</p> <table border="0" data-bbox="627 1085 1523 1452"> <tr> <td>プレ・オープニング</td> <td>午後 4 時 15 分から午後 4 時 29 分まで</td> </tr> <tr> <td>ノンキャンセル・ピリオド</td> <td>午後 4 時 29 分から午後 4 時 30 分まで</td> </tr> <tr> <td>オープニング・オークション</td> <td>午後 4 時 30 分</td> </tr> <tr> <td>レギュラー・セッション</td> <td>午後 4 時 30 分から翌日の午前 5 時 25 分まで</td> </tr> <tr> <td>プレ・クロージング</td> <td>翌日の午前 5 時 25 分から翌日の午前 5 時 29 分まで</td> </tr> <tr> <td>ノンキャンセル・ピリオド</td> <td>翌日の午前 5 時 29 分から翌日の午前 5 時</td> </tr> </table>	プレ・オープニング	午前 8 時から午前 8 時 44 分まで	ノンキャンセル・ピリオド	午前 8 時 44 分から午前 8 時 45 分まで	オープニング・オークション	午前 8 時 45 分	レギュラー・セッション	午前 8 時 45 分から午後 3 時 10 分まで	プレ・クロージング	午後 3 時 10 分から午後 3 時 15 分まで	クロージング・オークション	午後 3 時 15 分	プレ・オープニング	午後 4 時 15 分から午後 4 時 29 分まで	ノンキャンセル・ピリオド	午後 4 時 29 分から午後 4 時 30 分まで	オープニング・オークション	午後 4 時 30 分	レギュラー・セッション	午後 4 時 30 分から翌日の午前 5 時 25 分まで	プレ・クロージング	翌日の午前 5 時 25 分から翌日の午前 5 時 29 分まで	ノンキャンセル・ピリオド	翌日の午前 5 時 29 分から翌日の午前 5 時	<p>・ 現在、取引休止中である粗糖取引については TOCOM において上場廃止とし、OSE のデリバティブ市場では取り扱わないこととします。</p>
プレ・オープニング	午前 8 時から午前 8 時 44 分まで																									
ノンキャンセル・ピリオド	午前 8 時 44 分から午前 8 時 45 分まで																									
オープニング・オークション	午前 8 時 45 分																									
レギュラー・セッション	午前 8 時 45 分から午後 3 時 10 分まで																									
プレ・クロージング	午後 3 時 10 分から午後 3 時 15 分まで																									
クロージング・オークション	午後 3 時 15 分																									
プレ・オープニング	午後 4 時 15 分から午後 4 時 29 分まで																									
ノンキャンセル・ピリオド	午後 4 時 29 分から午後 4 時 30 分まで																									
オープニング・オークション	午後 4 時 30 分																									
レギュラー・セッション	午後 4 時 30 分から翌日の午前 5 時 25 分まで																									
プレ・クロージング	翌日の午前 5 時 25 分から翌日の午前 5 時 29 分まで																									
ノンキャンセル・ピリオド	翌日の午前 5 時 29 分から翌日の午前 5 時																									

項目	概要	備考
	30分まで	
	クロージング・オークション 翌日の午前5時30分	
b. ゴム市場		<ul style="list-style-type: none"> ・ オープニング・オークションの開始時刻を午前8時45分から午前9時に、ノンキャンセル・ピリオドを対象外にそれぞれ見直すこととします。
(a) 日中立会		
プレ・オープニング	午前8時から午前9時まで	
オープニング・オークション	午前9時	
レギュラー・セッション	午前9時から午後3時10分まで	
プレ・クロージング	午後3時10分から午後3時15分まで	
クロージング・オークション	午後3時15分	
(b) 夜間立会		
プレ・オープニング	午後4時15分から午後4時30分まで	
オープニング・オークション	午後4時30分	
レギュラー・セッション	午後4時30分から午後6時55分まで	
プレ・クロージング	午後6時55分から午後7時00分まで	
クロージング・オークション	午後7時	
c. 農産物市場		
(a) 日中立会		
プレ・オープニング	午前8時から午前8時44分まで	
ノンキャンセル・ピリオド	午前8時44分から午前8時45分まで	
オープニング・オークション	午前8時45分	
レギュラー・セッション	午前8時45分から午後3時10分まで	
プレ・クロージング	午後3時10分から午後3時15分まで	
クロージング・オークション	午後3時15分	
(b) 夜間立会		
プレ・オープニング	午後4時15分から午後4時29分まで	
ノンキャンセル・ピリオド	午後4時29分から午後4時30分まで	
オープニング・オークション	午後4時30分	

項目	概要	備考																																
	<p>レギュラー・セッション 午後4時30分から翌日の午前5時25分まで</p> <p>プレ・クロージング 翌日の午前5時25分から翌日の午前5時29分まで</p> <p>ノンキャンセル・ピリオド 翌日の午前5時29分から翌日の午前5時30分まで</p> <p>クロージング・オークション 翌日の午前5時30分</p>																																	
(3) 限月／限日取引	<ul style="list-style-type: none"> TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は別紙1をご参照ください。 																																
(4) 新規限月設定日・取引最終日	<ul style="list-style-type: none"> TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 																																	
(5) 金先物オプションの権利行使日	<ul style="list-style-type: none"> TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日の翌営業日となります。 																																
(6) 呼値の単位、取引単位及び受渡単位等	<p>a. 貴金属市場の呼値の単位、取引単位及び受渡単位</p> <ul style="list-style-type: none"> TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>商品</th> <th>呼値の単位</th> <th>取引単位</th> <th>受渡単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金標準取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>1キログラム</td> <td>1キログラム</td> </tr> <tr> <td>金ミニ取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金限日取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金先物オプション取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>銀取引</td> <td>1グラム10銭</td> <td>10キログラム</td> <td>30キログラム</td> </tr> <tr> <td>白金標準取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>500グラム</td> <td>500グラム</td> </tr> <tr> <td>白金ミニ取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	商品	呼値の単位	取引単位	受渡単位	金標準取引	1グラム1円	1キログラム	1キログラム	金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—	金限日取引	1グラム1円	100グラム	—	金先物オプション取引	1グラム1円	100グラム	—	銀取引	1グラム10銭	10キログラム	30キログラム	白金標準取引	1グラム1円	500グラム	500グラム	白金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—	
	商品	呼値の単位	取引単位	受渡単位																														
	金標準取引	1グラム1円	1キログラム	1キログラム																														
	金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—																														
	金限日取引	1グラム1円	100グラム	—																														
	金先物オプション取引	1グラム1円	100グラム	—																														
	銀取引	1グラム10銭	10キログラム	30キログラム																														
白金標準取引	1グラム1円	500グラム	500グラム																															
白金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>金標準取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>1キログラム</td> <td>1キログラム</td> </tr> </tbody> </table>	金標準取引	1グラム1円	1キログラム	1キログラム																														
金標準取引	1グラム1円	1キログラム	1キログラム																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>金ミニ取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—																														
金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>金限日取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	金限日取引	1グラム1円	100グラム	—																														
金限日取引	1グラム1円	100グラム	—																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>金先物オプション取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	金先物オプション取引	1グラム1円	100グラム	—																														
金先物オプション取引	1グラム1円	100グラム	—																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>銀取引</td> <td>1グラム10銭</td> <td>10キログラム</td> <td>30キログラム</td> </tr> </tbody> </table>	銀取引	1グラム10銭	10キログラム	30キログラム																														
銀取引	1グラム10銭	10キログラム	30キログラム																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>白金標準取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>500グラム</td> <td>500グラム</td> </tr> </tbody> </table>	白金標準取引	1グラム1円	500グラム	500グラム																														
白金標準取引	1グラム1円	500グラム	500グラム																															
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>白金ミニ取引</td> <td>1グラム1円</td> <td>100グラム</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	白金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—																														
白金ミニ取引	1グラム1円	100グラム	—																															

項目	概要				備考
	白金限日取引	1 グラム 1 円	100 グラム	—	
	パラジウム取引	1 グラム 1 円	500 グラム	3 キログラム	
	b. ゴム市場の呼値の単位、取引単位及び受渡単位				
	・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。				
	商品	呼値の単位	取引単位	受渡単位	
	ゴム取引 (RSS 3 号)	1 キログラム 10 銭	5,000 キログラム	5,000 キログラム	
	ゴム取引 (TSR20 番)	1 キログラム 10 銭	5,000 キログラム	20,000 キログラム	
	c. 農産物市場の呼値の単位、取引単位及び受渡単位				
	・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。				
	商品	呼値の単位	取引単位	受渡単位	
	一般大豆取引	1,000 キログラム 10 円	25,000 キログラム	25,000 キログラム	
	小豆取引	一袋(正味 30 キログラム) 10 円	2,400 キログラム	2,400 キログラム	
とうもろこし 取引	1,000 キログラム 10 円	50,000 キログラム	50,000 キログラム		
d. 呼値の種類及び条件					
・ 原則として、OSE のデリバティブ市場における呼値の種類及び呼値の条件等に関する現行制度を引き続き採用します。					
・ 移管商品については、現在 TOCOM でのストラテジー取引で利用不可となっている GTC 注文を利用可能とします。					

項目	概要	備考																																																											
(7) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 呼値の制限値幅は以下のとおりとします。なお、ゴム市場及び農産物市場は TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 <p>a. 貴金属市場の呼値の制限値幅</p> <table border="1" data-bbox="562 359 1525 1145"> <thead> <tr> <th rowspan="2">商品</th> <th colspan="3">呼値の制限値幅</th> </tr> <tr> <th>通常時</th> <th>第一次拡大時</th> <th>第二次拡大時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金標準取引</td> <td>400 円</td> <td>600 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>金ミニ取引</td> <td>400 円</td> <td>600 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>金限日取引</td> <td>400 円</td> <td>600 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>金先物オプション取引 (基準値段)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 10 円未満</td> <td>200 円</td> <td rowspan="4">通常時制限値 幅に 150 円を 加えたもの</td> <td rowspan="4">第 1 次拡大時 制限値幅に 150 円を加え たもの</td> </tr> <tr> <td> 10～40 円未満</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td> 40～100 円未満</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td> 100 円以上</td> <td>550 円</td> </tr> <tr> <td>銀取引</td> <td>10 円</td> <td>20 円</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>白金標準取引</td> <td>400 円</td> <td>600 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>白金ミニ取引</td> <td>400 円</td> <td>600 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>白金限日取引</td> <td>400 円</td> <td>600 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>パラジウム取引</td> <td>300 円</td> <td>450 円</td> <td>600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ゴム市場の呼値の制限値幅</p> <table border="1" data-bbox="562 1241 1339 1393"> <thead> <tr> <th>商品</th> <th>呼値の制限値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム取引 (RSS 3 号)</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>ゴム取引 (TSR20 番)</td> <td>20 円</td> </tr> </tbody> </table>	商品	呼値の制限値幅			通常時	第一次拡大時	第二次拡大時	金標準取引	400 円	600 円	800 円	金ミニ取引	400 円	600 円	800 円	金限日取引	400 円	600 円	800 円	金先物オプション取引 (基準値段)				10 円未満	200 円	通常時制限値 幅に 150 円を 加えたもの	第 1 次拡大時 制限値幅に 150 円を加え たもの	10～40 円未満	300 円	40～100 円未満	400 円	100 円以上	550 円	銀取引	10 円	20 円	30 円	白金標準取引	400 円	600 円	800 円	白金ミニ取引	400 円	600 円	800 円	白金限日取引	400 円	600 円	800 円	パラジウム取引	300 円	450 円	600 円	商品	呼値の制限値幅	ゴム取引 (RSS 3 号)	20 円	ゴム取引 (TSR20 番)	20 円	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属市場については、後掲 (8) のとおりサーキット・ブレーカー制度を導入します。 ゴム市場については TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用し、後掲 (8) のサーキット・ブレーカー制度の対象としません。
商品	呼値の制限値幅																																																												
	通常時	第一次拡大時	第二次拡大時																																																										
金標準取引	400 円	600 円	800 円																																																										
金ミニ取引	400 円	600 円	800 円																																																										
金限日取引	400 円	600 円	800 円																																																										
金先物オプション取引 (基準値段)																																																													
10 円未満	200 円	通常時制限値 幅に 150 円を 加えたもの	第 1 次拡大時 制限値幅に 150 円を加え たもの																																																										
10～40 円未満	300 円																																																												
40～100 円未満	400 円																																																												
100 円以上	550 円																																																												
銀取引	10 円	20 円	30 円																																																										
白金標準取引	400 円	600 円	800 円																																																										
白金ミニ取引	400 円	600 円	800 円																																																										
白金限日取引	400 円	600 円	800 円																																																										
パラジウム取引	300 円	450 円	600 円																																																										
商品	呼値の制限値幅																																																												
ゴム取引 (RSS 3 号)	20 円																																																												
ゴム取引 (TSR20 番)	20 円																																																												

項目	概要	備考								
<p>(8) 取引の一時中断 (サーキット・ブレーカー)</p>	<p>c. 農産物市場の呼値の制限値幅</p> <table border="1" data-bbox="562 260 1339 459"> <thead> <tr> <th data-bbox="562 260 943 311">商品</th> <th data-bbox="943 260 1339 311">呼値の制限値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="562 311 943 362">一般大豆取引</td> <td data-bbox="943 311 1339 362">4,800 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 362 943 413">小豆取引</td> <td data-bbox="943 362 1339 413">700 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 413 943 459">とうもろこし取引</td> <td data-bbox="943 413 1339 459">1,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 貴金属市場について、下記のサーキット・ブレーカー制度を導入します。</p> <p>a. 発動条件</p> <p>先物取引（ミニ取引及び限日取引を除く。）の中心限月取引において、制限値幅の上限（又は下限）値段に買（又は売）呼値が提示され（約定を含む。）、その後、1分間に当該値段から制限値幅の10%の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、原資産が当該中心限月取引と同一の先物取引（当該先物取引の価格を参照するミニ取引及び限日取引を含む。）及び当該先物取引を原資産とするオプション取引を一時中断し、制限値幅の上限（又は下限）を拡大します。</p> <p>b. 取引の中断時間</p> <p>本所が適当と認める時間とします。</p> <p>c. 適用除外</p>	商品	呼値の制限値幅	一般大豆取引	4,800 円	小豆取引	700 円	とうもろこし取引	1,500 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物市場についてはTOCOMのデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用し、後掲（8）のサーキット・ブレーカー制度の対象としません。 ・ 中心限月取引とは、原則、当該取引日の前取引日において最も流動性が高い限月取引とします。 ・ 取引を一時中断している間、当該デリバティブ取引を対象としたストラテジー取引についての取引も一時中断します。 ・ 立会外取引も一時中断します。 ・ オプション取引は、制限値幅の上下限を拡大します。 ・ 10分以上とします。
商品	呼値の制限値幅									
一般大豆取引	4,800 円									
小豆取引	700 円									
とうもろこし取引	1,500 円									

項目	概要	備考
<p>(9) 即時約定可能値幅(Dynamic Circuit Breaker)</p>	<p>次に掲げる条件に該当した場合には、取引の一時中断及び制限値幅の拡大は行いません。</p> <p>(a) 日中(午後)立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から20分前以降に発動条件に該当した場合</p> <p>(b) 先物取引について、同一取引日の間に制限値幅の上限(下限)値幅を2回拡大した後、再度発動条件に該当した場合</p> <p>(c) 取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、TOCOMのデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 a. DCBの基準となる値段 <ul style="list-style-type: none"> 直近の約定値段、直近の約定が無い場合は基準値段を採用します。 b. 取引の中断時間 <ul style="list-style-type: none"> 本所が適当と認める時間とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性の低い商品については、取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うか否かをその都度判断します。 ・ 引き続きTOCOMのデリバティブ市場に上場する商品についてのサーキット・ブレーカーは、現行制度からの変更はありません。 ・ 取引を一時中断している間、当該デリバティブ取引を対象としたストラテジー取引についての取引も一時中断します。 ・ レギュラー・セッションにおいて適用します(オープニング・セッションの板寄せ時には適用しません。) ・ DCB値幅とは、商品ごとに本所が適当と認めて定める値幅をいいます。 ・ 「本所が適当と認める時間」は、原則30秒間とします。 ・ 中断時間経過後の対当値段がDCB値幅の範囲内となるまで、取引の一時中断を繰り返します。 ・ 中断時間経過後の取引契約締

項目	概要	備考																																		
	<p>c. DCB 値幅</p> <p>(a) 貴金属市場</p> <table border="1" data-bbox="562 357 1339 852"> <thead> <tr> <th>(商品)</th> <th>(DCB 値幅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金標準取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>金ミニ取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>金限日取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>金先物オプション取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>銀取引</td> <td>1 円</td> </tr> <tr> <td>白金標準取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>白金ミニ取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>白金限日取引</td> <td>40 円</td> </tr> <tr> <td>パラジウム取引</td> <td>30 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) ゴム市場</p> <table border="1" data-bbox="562 952 1339 1099"> <thead> <tr> <th>(商品)</th> <th>(DCB 値幅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム取引 (RSS 3 号)</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td>ゴム取引 (TSR20 番)</td> <td>5 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 農産物市場</p> <table border="1" data-bbox="562 1197 1339 1396"> <thead> <tr> <th>(商品)</th> <th>(DCB 値幅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般大豆取引</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>小豆取引</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし取引</td> <td>250 円</td> </tr> </tbody> </table>	(商品)	(DCB 値幅)	金標準取引	40 円	金ミニ取引	40 円	金限日取引	40 円	金先物オプション取引	40 円	銀取引	1 円	白金標準取引	40 円	白金ミニ取引	40 円	白金限日取引	40 円	パラジウム取引	30 円	(商品)	(DCB 値幅)	ゴム取引 (RSS 3 号)	5 円	ゴム取引 (TSR20 番)	5 円	(商品)	(DCB 値幅)	一般大豆取引	500 円	小豆取引	100 円	とうもろこし取引	250 円	<p>結の方法は、板寄せ方式とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クロージング・オークションの板寄せ時には左記のDCB 値幅外で対当した場合には、取引は成立しません。 ・ 引き続き TOCOM のデリバティブ市場に上場する商品についての DCB は、現行制度からの変更はありません。
(商品)	(DCB 値幅)																																			
金標準取引	40 円																																			
金ミニ取引	40 円																																			
金限日取引	40 円																																			
金先物オプション取引	40 円																																			
銀取引	1 円																																			
白金標準取引	40 円																																			
白金ミニ取引	40 円																																			
白金限日取引	40 円																																			
パラジウム取引	30 円																																			
(商品)	(DCB 値幅)																																			
ゴム取引 (RSS 3 号)	5 円																																			
ゴム取引 (TSR20 番)	5 円																																			
(商品)	(DCB 値幅)																																			
一般大豆取引	500 円																																			
小豆取引	100 円																																			
とうもろこし取引	250 円																																			

項目	概要	備考															
(10) ストラテジー取引	<p>a. 限月間スプレッド</p> <ul style="list-style-type: none"> TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 <p>b. 商品間スプレッド取引</p> <ul style="list-style-type: none"> TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。商品間スプレッド取引の組み合わせは以下のとおりです。 <p>(a) 貴金属市場</p> <table border="1" data-bbox="562 598 1393 746"> <thead> <tr> <th>商品 A</th> <th>商品 B</th> <th>取引単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金ミニ取引</td> <td>白金ミニ取引</td> <td>100 グラム</td> </tr> <tr> <td>金限日取引</td> <td>白金限日取引</td> <td>100 グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) ゴム市場</p> <table border="1" data-bbox="562 842 1393 944"> <thead> <tr> <th>商品 A</th> <th>商品 B</th> <th>取引単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム取引 (RSS 3 号)</td> <td>ゴム取引 (TSR20 番)</td> <td>5,000 キログラム</td> </tr> </tbody> </table>	商品 A	商品 B	取引単位	金ミニ取引	白金ミニ取引	100 グラム	金限日取引	白金限日取引	100 グラム	商品 A	商品 B	取引単位	ゴム取引 (RSS 3 号)	ゴム取引 (TSR20 番)	5,000 キログラム	<ul style="list-style-type: none"> OSE の現行制度におけるストラテジー取引に加え、一部の商品間スプレッド取引が可能となります。 現行の OSE デリバティブ市場の上場商品に関しては商品間スプレッド取引の利用はできません。 金ミニ取引及び白金ミニ取引の商品間スプレッド取引に関しては、同一限月の組合せとします。 ゴム市場の商品間スプレッド取引に関しては、商品 B の取引開始日から商品 A の取引最終日までの間において、商品 A の n-1 限月 (n は月) と商品 B の n 限月との組み合わせとします。 インプライド・アウト機能は引き続き機能を抑止します。
商品 A	商品 B	取引単位															
金ミニ取引	白金ミニ取引	100 グラム															
金限日取引	白金限日取引	100 グラム															
商品 A	商品 B	取引単位															
ゴム取引 (RSS 3 号)	ゴム取引 (TSR20 番)	5,000 キログラム															
(11) 立会外取引	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、OSE の現行制度を採用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の TOCOM 制度における EFP 取引、EFS 取引、EFF 取引は一律、立会外取引として取扱うこととし、取引申出書の提出は不要とします。なお、注文電文に 															

項目	概要	備考
(12) ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> • OSE のデリバティブ市場における現行制度を採用します。 <p>a. ギブアップの申告時限</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者によるギブアップの申告時限を 17 時 30 分とします。ただし、当社が定める日においては、16 時 45 分とします。 <p>b. テイクアップの申告時限</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者によるテイクアップの申告時限を 17 時 45 分とします。ただし、当社が定める日においては、17 時とします。 	<p>EFP 等の別を記すことは任意の扱いで引き続き可能とする予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在 TOCOM にてサポートしている発注時ギブアップ機能は利用不可としますが、OSE にてサポートしている自動アロケーション機能の利用を可能とします。 • 移管商品について「当社が定める日」とは、取引最終日を指します（b. において同じ）。
(13) その他	<p>a. マーケットメイカー制度</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移管商品については、マーケットメイカー制度の対象とします。 <p>b. ストップロス取引</p> <p>移管商品については、現行の TOCOM におけるストップロス取引制度と同様の取引制度は設けません。なお、商品移管前の TOCOM におけるストップロス取引制度の下で成立した建玉について、商品移管後にストップロス取引を行うことは妨げません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本商品移管後のマーケットメイカー制度の詳細については、別途、本年度中を目途に公表する予定です。 • TOCOM のデリバティブ市場に上場する商品は、引続き TOCOM の現行制度であるストップロス取引制度の対象とします。

項目	概要	備考
	<p>c. 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応 高速取引行為者に該当する場合は、OSE の現行制度に基づく対応が求められます。</p> <p>d. 取引の制限及び大口建玉の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、TOCOM の現行制度を引き続き採用します。 <p>・ その他、取引制度上の取扱いについては、原則として OSE のデリバティブ市場における現行制度を採用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応については別紙 2 をご参照ください。 ・ 現行の TOCOM における取引の制限および大口建玉の報告制度の概要については別紙 3-1 及び 3-2 をご参照ください。 ・ 建玉の制限数量・報告数量、オムニバス口座配下の間接顧客に係る特例措置及びヘッジ玉の取扱い等については、移管商品の商品性や商品移管後に想定される市場規模等を踏まえ、適宜変更する場合があります。
<p>2. 取引参加者制度 (1) 取引資格の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ OSE における既存の取引資格（先物取引等取引資格、国債先物等取引資格及び FX 取引資格）とは別に、商品先物取引及び商品先物オプション取引（以下「商品先物等取引」といいます。）を行うための取引資格（以下「商品先物等取引資格」といいます。）を新設します。 ・ OSE に移管される商品の取引を行う TOCOM の取引参加者（OSE の先物取引等取引参加者を除く。）は、商品先物等取引資格の取得が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引等取引参加者は、原則、取引所 FX 取引を除き、商品先物等取引を含む OSE のすべての先物・オプション取引が可能になります。 ・ ただし、OSE 市場において取引

項目	概要	備考
(2) 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物等取引参加者は、商品先物等取引資格を有する者をいい、次に掲げる種類及び区分を設けることとします。 a. 種類 <ul style="list-style-type: none"> (a) 市場取引参加者 自己の計算による取引を行うことができる取引参加者 (b) 受託取引参加者 自己の計算による取引及び顧客の委託に基づく取引を行うことができる取引参加者 b. 区分 <ul style="list-style-type: none"> (a) 貴金属にあつては、貴金属部取引参加者 (b) ゴムにあつては、ゴム部取引参加者 (c) 農産物にあつては、農産物部取引参加者 a. 個人を除き、以下に掲げる者は、商品先物等取引資格の取得申請を行うことができます。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 第一種金融商品取引業者 (b) 取引所取引許可業者 (c) 登録金融機関 (d) 上場商品構成品及び上場商品指数対象品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者 (e) 商品先物取引業者 (f) 外国法令に基づく (e) と同種の許可等を受けた者 (g) 特定店頭商品デリバティブ取引業者 (h) 商品投資顧問業者 (i) 商品市場又は外国商品市場において、専ら自己の計算による取引を業と 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者として商品先物等取引を行う場合には、あらかじめ商品先物等取引に係る体制の整備状況や社内規則の変更状況等を確認します。 ・ 現 TOCOM 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者制度と同様に、国内において OSE 市場の取引を行う営業所又は事業所を保有しない者も、左 <ul style="list-style-type: none"> (2)、(3) に掲げる要件の下で、市場取引参加者又は受託取引参加者になることが可能です。 ・ 受託取引参加者として商品先物等取引資格の取得を申請するにあたっては、(a) から (c) に該当する者であることを条件とします。 ・ 市場取引参加者として商品先物等取引資格の取得を申請するにあたっては、(a) から (i) に該当するものであることを条件とします。

項目	概要	備考
(3) 審査・承認	<p>して営む者又は営もうとする者</p> <p>b. 商品先物等取引資格の取得の申請は、所定の申請書に以下に掲げる書類を添付のうえ、OSE に提出して行うものとします。</p> <p>(a) 会社の概要</p> <p>(b) 定款等諸規則</p> <p>(c) 事業報告書等財務書類</p> <p>(d) その他必要に応じて OSE が求める書類</p> <p>・ OSE は、商品先物等取引資格の取得申請者（本要綱公表時における TOCOM 取引参加者（以下「TOCOM 取引参加者」という。また、OSE の先物取引等取引参加者を除く。）を除く。）に関する次の各号に掲げる事項について審査し、適当と認められた場合には、当該取得申請者の商品先物等取引資格の取得を承認します。</p> <p>a. 財務基盤</p> <p>➤ 取引資格の取得の日までに、次の基準に適合し、安定した収益力が見込まれること</p> <p>(a) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。)) が 3 億円以上であること</p> <p>(b) 純財産額（登録金融機関は純資産額）が 5 億円以上であり、かつ、資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）を上回っていること</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること</p> <p>(d) 国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「国際統一基準行等」という。）にあつては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあつては、これに準ず</p>	<p>・ 現在の OSE の先物取引等取引資格の審査基準に同じ。</p> <p>・ OSE の市場において市場デリバティブ取引に係る直接発注を行うものであることを条件とします（OSE 取引参加者規程第 4 条第 2 項）。</p> <p>・ 既存の TOCOM 取引参加者の資格取得のための審査料は免除します。</p>

項目	概要	備考
	<p>る場合に該当していること)</p> <p>イ 単体又は連結普通株式 Tier1 比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあつては、単体又は連結普通出資等 Tier1 比率）が 4.5 パーセント以上であること</p> <p>ロ 単体又は連結 Tier1 比率が 6 パーセント以上であること</p> <p>ハ 単体又は連結総自己資本比率が 8 パーセント以上であること</p> <p>(e) 国際統一基準行等、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関にあつては、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パーセント以上であること</p> <p>(f) 保険会社にあつては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 400 パーセント以上であること</p> <p>(g) 金融商品取引業者及び登録金融機関以外にあつては、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況等が適当であること</p> <p>b. 経営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的信用の欠如している者その他 OSE の目的及び市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること <p>c. 業務執行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSE 市場における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、OSE の規則（OSE の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則をいう。以下同じ。）及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を整えていること <p><TOCOM 取引参加者に対する経過措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TOCOM 取引参加者が商品先物等取引資格を取得しようとする場合は、a.財 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な業務執行の体制には、OSE 取引参加者規程第 21 条に規定される売買管理体制、第 21 条の 2 に規定される注文管理体制、第 21 条の 3 に規定されるリスク管理体制を含みます。 ・ OSE の市場において市場デリバ

項目	概要	備考
	<p>務基盤に関しては以下に掲げる事項について審査します。</p> <p>(a) 資本金の額又は純財産額が3億円を下回らないこと</p> <p>(b) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が120パーセント以上であること（金融商品取引業等に関する内閣府令附則（平二六内閣令一）第四条の適用を受ける TOCOM 取引参加者においては純資産額規制比率が140パーセント以上であること）</p> <p>(c) 金融商品取引業者以外にあつては、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が上記（b）に定める水準と同程度まで悪化していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ b. 経営体制及びc. 業務執行体制に関しては上記事項について審査します。ただし、c.のうち、一部の項目については、商品移管後1年後の応答日までの経過期間を設け、商品移管の段階において「必要な一定水準の業務執行体制が整備されていること」が確認できれば、経過期間終了の段階で実現すべき、現行の OSE 先物取引等取引参加者に求められている水準の業務執行体制を整備するための具体的施策を明示することを条件に取引資格付与を認めることとします。 ・ 当該経過期間終了後、商品先物等取引資格を取得した参加者に対して業務執行の体制の適切性について審査し、不相当と認められた場合は、勧告、処分、資格の取消しを含めた厳正な対応を実施することとします。 	<p>ティップ取引に係る直接発注を行うものであることを条件とします（OSE 取引参加者規程第4条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過期間を設ける一部の項目は、態勢整備に時間を要すると考えられる売買管理態勢、リスク管理態勢、システムリスク管理態勢及び内部監査態勢を想定しています。 ・ 必要な一定水準の業務執行の体制には、OSE 取引参加者規程第21条に規定される売買管理体制、第21条の2に規定される注文管理体制、第21条の3に規定されるリスク管理体制を含みます。 ・ 経過期間終了後における審査は、日本取引所自主規制法人による考査の中で行います。

項目	概要	備考
(4) 承認後の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物等取引資格の取得の承認を受けた場合には、取得申請者は、OSE が指定した期日の前日までに次の手続を履行するものとします。 a. 商品先物等取引清算資格（JSCC 清算資格）の取得又は OSE 所定の清算受託契約の締結 b. OSE 所定の商品先物等取引参加者契約の締結 c. 信託金及び取引参加者保証金の預託（有価証券による代用を可能とする。） d. 代表者及び取引責任者の選任・届出 e. 取引参加者参加金の納入 f. システム接続テスト g. その他 OSE が必要と認める手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得申請者が、OSE が指定した期日の前日までに手続を履行しないときは、申請を取り下げたものとみなします。 ・ OSE は、手続を履行した取得申請者に対して、当社が指定した期日付けで商品先物等取引資格を付与します。その際、OSE はその旨を通知、かつ公告を行います。 ・ TOCOM 取引参加者の取引参加者参加金は免除します。
(5) 諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ OSE に上場する商品先物等取引等の取引制度等に係る重要事項は、OSE における既存の市場運営委員会において議論することを想定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品移管後の市場運営委員会の委員構成等については今後別途検討します。 ・ また、OSE においては、商品市場又は上場商品構成品ごとに、既存の TOCOM における受渡・品質委員会の構成に準じた会議体を新たに設置します（同会議体の委員構成等についても今後別途検討します。）。
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOCOM の準取引参加者及び市場取引参加者（商品先物等取引資格を取得しない者に限る。）のうち希望する者は、OSE が別途新設するステータスを付与することとします。 	

項目	概要	備考
	<ul style="list-style-type: none"> • 取引参加者料金（取引手数料等）、取引参加者参加金、信託金、取引参加者保証金及び各種届出事項の取扱いについては、別途、本年度中を目途に公表します。 • その他、商品先物等取引参加者の義務、検査、処分及び措置並びに資格喪失の手続等については、既存の OSE の取引資格のそれに準ずることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2（1）b. に掲げる取引参加者の区分の数にかかわらず、受託取引参加者の基本料の額（月額）は一律 10 万円（税抜）、市場取引参加者の基本料の額（月額）は一律 5 万円（税抜）とします。 • 当社の取引手数料は、JSCC の清算手数料と合算した水準が、現行の TOCOM 及び株式会社日本商品清算機構（JCCH）における同等の手数料の合算水準以下とする方向で、別途検討します。 • 手数料の納入は、当月分をまとめて翌月（毎月 20 日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。））に行うものとします。
3. 清算・決済	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の OSE 上場商品と同様に、移管商品について金融商品債務引受業等を行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）を指定し、原則として、OSE のデリバティブ市場における現行制度を採用します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の建玉等の申告方法（転売・買戻し申告等の方法）については、既存の JSCC における方法に統一されることとなります。詳細については、JSCC 公表の制度要綱をご参照ください。 • 顧客は、オプションの銘柄ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後 4 時まで取引参

項目	概要	備考
<p>(1) 証拠金</p> <p>(2) 決済方法</p> <p>(3) 清算値段</p> <p>(4) 最終決済</p> <p>(5) 受渡決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金所要額については SPAN®を利用して計算します。 ・ その他、証拠金に係る取引所の制度については、原則として OSE・JSCC の現行制度を採用します。 ・ 現金決済先物取引については、転売又は買戻し若しくは最終決済（最終清算数値による決済）により決済します。 ・ 現物先物取引については、転売又は買戻し若しくは最終決済（受渡決済）により決済します。 ・ 金先物オプション取引については、転売又は買戻し若しくは最終決済（オプションの権利行使・割当による最終清算数値により決済します。 ・ JSCC が定める値とします。 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用します。 ・ TOCOM のデリバティブ市場における現行制度を引き続き採用し、現行の TOCOM/JCCH における実務に準じて行います。 	<p>加者に行うこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、JSCC 公表の制度要綱をご参照ください。 ・ 既存の TOCOM のデリバティブ市場と同様です。 ・ 最終決済（受渡決済）に係る各種制度及び具体的な実務については、原則として既存の TOCOM のデリバティブ市場における取扱いを引き続き採用します。現行の TOCOM における受渡決済制度の概要については別紙 4 をご参照ください。 ・ JSCC 公表の制度要綱もご参照ください。
<p>4. 取引システム 対象システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-GATE を利用することとします。 	

項目	概要	備考
<p>5. その他</p> <p>(1) 未決済約定の引継ぎ</p> <p>(2) 本商品移管前営業日の TOCOM 夜間立会の取扱い</p> <p>(3) 先物・オプション取引口座設定約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品移管の前営業日に保有する TOCOM デリバティブ商品の未決済約定については、本商品移管日に OSE デリバティブ商品の未決済約定として取り扱うこととします。 ・ 本商品移管を円滑に行うために、本商品移管前営業日における TOCOM の夜間立会（本商品移管日に終了する取引日の取引分）の取引は行わないこととします。 ・ 本商品移管後の OSE 上場商品を対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管後の OSE 市場における約定にて移管建玉の転売・買戻しを行うことを可能とします。 ・ 商品移管前において TOCOM 市場で実施された約定に係る過誤訂正・自己委託訂正、及びギブアップ・転売買戻申告の訂正については、移管前営業日までに TOCOM 市場において実施するものとし、移管日を跨いだ訂正は不可とします。 ・ 本商品移管の対象商品及び TOCOM に残る石油関連商品等については、本商品移管の前営業日の日中立会終了後、取引停止とする予定です。 ・ ただし、本商品移管前日における OSE の既存商品の夜間取引は、通常通り行います。 ・ 顧客が OSE 上場商品の委託を行う場合、先物・オプション取引口座設定約書を差し入れる必要があります。

項目	概要	備考
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、所要の改正を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ OSE 移管商品に係るカテゴリ別の取引高・取組高報告 (OSE における投資部門別取引状況に相当) については、当面の間、既存の TOCOM 参加者からの報告は現行の TOCOM の報告方式にて行っていただき、OSE の参加者が新たに移管商品の取引を行う場合には、現行の OSE の報告方式にて行っていただく予定です (現状、双方の方式を利用している参加者についてはいずれの方式の選択も可能とします)。また移管商品については、既存の OSE の方式 (投資部門別取引状況) で公表を行います。

Ⅲ. 実施時期 (予定)

2020年7月を目途とします。

以 上

(別紙1) 移管対象商品の限月構成・取引スケジュール

商品	限月構成	取引開始日 (新規限月設定日)	取引最終日(納会日)	受渡日	(参考)本年6/10時点における各限月の取引開始日・取引最終日・受渡日 (括弧内の日付は金ミニ取引・白金ミニ取引及び金先物オプション取引の日程)			
					限月	取引開始日	取引最終日 (オプション取引の満期日)	受渡日 (最終決済日)
金標準取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌月 から起算した12月以内の各偶数月(6限月制)	当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立 会から	受渡日から起算して 4営業日前に当たる日(日中立 会まで)	毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次 繰り上げ)	当月限(6月限)	2018/6/27	2019/6/25 (2019/6/24)	2019/6/28 (2019/6/25)
金ミニ取引				-	2番限(8月限)	2018/8/29	2019/8/27 (2019/8/26)	2019/8/30 (2019/8/27)
金先物オプション取引				-	3番限(10月限)	2018/10/29	2019/10/28 (2019/10/25)	2019/10/31 (2019/10/28)
銀取引				毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次 繰り上げ)	4番限(12月限)	2018/12/25	2019/12/24 (2019/12/23)	2019/12/27 (2019/12/24)
白金標準取引				毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次 繰り上げ)	5番限(2020年2月限)	2019/2/26	2020/2/25 (2020/2/21)	2020/2/28 (2020/2/25)
白金ミニ取引				-	6番限(2020年4月限)	2019/4/24	2020/4/24 (2020/4/23)	2020/4/30 (2020/4/24)
パラジウム取引				毎偶数月の最終営業日の正午 まで(12月の受渡日は28日の 正午まで。受渡日が休業日又 は大納会に当たるときは順次 繰り上げ)	-	-	-	-
金限日取引	日々ロールオーバー	-	-	-	-	-	-	
白金限日取引	-	-	-	-	-	-	-	
ゴム取引 (RSS3号)	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌 月から起算した6月以内の各月(6限月制)	当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立 会から	受渡日から起算して 5営業日前に当たる日(日中立 会まで)	毎月最終営業日の正午まで (12月の受渡日は28日の正午 まで。受渡日が休業日又は大 納会に当たるときは順次繰り上 げ)	当月限(RSS3 6月限) (TSR20 7月限)	RSS3 2018/12/21 TSR20 2019/1/4	RSS3 2019/6/24 TSR20 2019/6/28	RSS3 2019/6/28 TSR20 省略
ゴム取引 (TSR20番)		当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立 会から	当月限の前月 の最終営業日(日中立会まで)	別紙4参照	2番限(RSS3 7月限) (TSR20 8月限)	RSS3 2019/1/28 TSR20 2019/2/1	RSS3 2019/7/25 TSR20 2019/7/31	RSS3 2019/7/31 TSR20 省略
					3番限(RSS3 8月限) (TSR20 9月限)	RSS3 2019/2/25 TSR20 2019/3/1	RSS3 2019/8/26 TSR20 2019/8/30	RSS3 2019/8/30 TSR20 省略
					4番限(RSS3 9月限) (TSR20 10月限)	RSS3 2019/3/26 TSR20 2019/4/1	RSS3 2019/9/24 TSR20 2019/9/30	RSS3 2019/9/30 TSR20 省略
					5番限(RSS3 10月限) (TSR20 11月限)	RSS3 2019/4/23 TSR20 2019/4/26	RSS3 2019/10/25 TSR20 2019/10/31	RSS3 2019/10/31 TSR20 省略
					6番限(RSS3 11月限) (TSR20 12月限)	RSS3 2019/5/28 TSR20 2019/6/3	RSS3 2019/11/25 TSR20 2019/11/29	RSS3 2019/11/29 TSR20 省略
一般大豆取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌 月から起算した12月以内の各偶数月(6限月制)	当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立 会から	当月限の15日(日中立会まで) (休業日に当たる場合は繰り上 げ)	別紙5参照 (12月については最終営業日 の3営業日前の正午まで)	当月限(6月限)	2018/6/18	2019/6/14	省略
					2番限(8月限)	2018/8/16	2019/8/15	省略
					3番限(10月限)	2018/10/16	2019/10/15	省略
					4番限(12月限)	2018/12/17	2019/12/13	省略
					5番限(2020年2月限)	2019/2/18	2020/2/14	省略
					6番限(2020年4月限)	2019/4/16	2020/4/15	省略
小豆取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌 月から起算した6月以内の各月(6限月制)	当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立 会から	受渡日から起算して 3営業日前に当たる日(日中立 会まで)	毎月最終営業日 の前営業日の正午まで (12月については24日の正午 まで)	当月限(6月限)	2018/12/20	2019/6/25	2019/6/27
					2番限(7月限)	2019/1/29	2019/7/26	2019/7/30
					3番限(8月限)	2019/2/26	2019/8/27	2019/8/29
					4番限(9月限)	2019/3/27	2019/9/25	2019/9/27
					5番限(10月限)	2019/4/24	2019/10/28	2019/10/30
					6番限(11月限)	2019/5/29	2019/11/26	2019/11/28
とうもろこし 取引	取引開始日(新規限月設定日)の属する月の翌 々月から起算した12月以内の各奇数月(6限月 制)	当月限の取引最終日 (納会日)の翌営業日、日中立 会から	当月限の前月15日(日中立会 まで) (休業日に当たる場合は繰り上 げ)	別紙4参照 正午まで	当月限(7月限)	2018/6/18	2019/6/14	省略
					2番限(9月限)	2018/8/16	2019/8/15	省略
					3番限(11月限)	2018/10/16	2019/10/15	省略
					4番限(2020年1月限)	2018/12/17	2019/12/13	省略
					5番限(2020年3月限)	2019/2/18	2020/2/14	省略
					6番限(2020年5月限)	2019/4/16	2020/4/15	省略

高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について

2017年12月20日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

2017年5月17日に「金融商品取引法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月24日には金融商品取引法施行令、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令、関連する金融庁告示、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針が公表され、高速取引行為を行う者について、新たに登録制の導入等が実施されることになりました。

これに伴い、当社の市場においては以下の通り対応を行うものとし、所要の改正を行います。

なお、金融商品取引法施行令等のパブリックコメントの結果によっては、当該対応に変更が生じる可能性がございますので、ご注意ください。

(凡例)

金商法 : 金融商品取引法（昭和23年4月13日 法律第25号）
監督指針 : 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針

II. 概要

項目	概要	備考
1. 取引戦略の明示 (1) 高速取引行為に係る取引戦略の明示	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者が行う高速取引行為に係る注文については、その注文がどのような取引戦略に基づくものであるのかを当社が把握するため、売買システム（J-GATE）に取引戦略を識別するフラグ機能を追加しますので、次のとおり取引戦略を明示して発注するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 競争売買市場において高速取引行為に係る注文を行う際には、マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略又はその他戦略の別を明示するものとします。 ② J-NET市場において行う高速取引行為に係る注文についても、①と同様に取引戦略の別を明示するものとします。 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等のときに当局に提 	<ul style="list-style-type: none"> 各取引戦略の定義については監督指針（Ⅲ-3-1-1-(2)-①）で定められる定義と同義です。 高速取引行為を行う者が高速取引行為に該当しない注文を行う場合は、取引戦略の明示を行う必要はありません。

項目	概要	備考
	<p>出を行った業務方法書に記載した取引戦略の類型に合わせて行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等が完了した後、速やかに開始するものとします。 	
<p>2. 専用TAP等の申請</p> <p>(1) 高速取引行為を行う者とその者が専有している専用TAP及びユーザIDの申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、高速取引行為に係る注文が行われる専用TAP及びユーザID（以下「専用TAP等」という。）と高速取引行為を行う者とを関連づけ、当社がその取引状況を把握できるようにするため、専用TAP等を専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請するものとします。 登録番号は、高速取引行為を行う者である取引参加者については既存の証券会社等標準コードとし、高速取引行為者については証券コード協議会が発行する登録番号とします。 当該申請の方法は、取引参加者が、専用TAP等の申請時（新規・変更）に、当該専用TAP等を専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請ポータル（arrowface）から入力することにより行うものとします。 当該申請は、高速取引行為が行われる既存の専用TAP等についても必要になるため、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、取引参加者が速やかに手続を行うものとします。 	
<p>3. 注文管理体制等の整備</p> <p>(1) 取引参加者における注文管理体制及びリスク管理体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来のある一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注禁止や実効性のある注文管理体制の整備に加え、取引参加者が顧客の資力、属性及び取引商品又は取引参加者の資力並びに取引の類型及び規模を踏まえて過大な注文の発注を防止するために適切と認められる管理及び過大な注文の発注により発生し得るポジションに関する適切と認められるリスク管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条及び取引参加者規程施行規則第5条の5。 取引参加者は、高速取引行為の受託等の有無にかかわらず、過大な注文の発注に

項目	概要	備考
	べきことを規定します。	<p>については、それを防止するための管理及びそれに伴うポジションに関するリスク管理を行うべきことを明確化することとし、規則の改正に合わせ、取引参加者が行うべき注文管理等についてのガイドラインを公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本改正に伴い、現在の「自動発注システムの管理に関するガイドライン」（2016年6月17日制定）は廃止します。
<p>4. 関連情報の提出</p> <p>(1) 登録等が完了した者の商号、名称又は氏名を証明する証跡の写し</p> <p>(2) 国内における代表者又は国内における代理人等の連絡先情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者としての登録等が完了した者は、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証跡の写しを当社まで遅滞なく提出するものとします。 高速取引行為者として登録を行った者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、次の者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについて、その登録の完了後、当社まで遅滞なく提出するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 外国法人である場合、国内における代表者又は国内における代理人 ② 外国に住所を有する個人である場合、国内における代理人 高速取引行為者として登録を行った者が国内法人又は国内に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、当社と連絡をする上で適切な者の 	<ul style="list-style-type: none"> 証跡の写しをPDFファイルに変換し、電子メールに添付して日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 なお、証跡としては監督指針（Ⅲ－3－1－1－（4））の登録済通知書等を想定しております。 連絡先を電子メールで日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに提出いただきます。紙媒体での提出は不要です。

項目	概要	備考
(3) 業務方法書等の写し	<p>氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを、登録の完了後、当社まで遅滞なく提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者、金融機関又は取引所取引許可業者は、高速取引行為を行う者としての変更登録が完了した後、当局に提出を行った業務方法書の写しを当社まで速やかに提出するものとします。 高速取引行為者として登録を行った者は、登録時に当局に提出を行った業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の写しを当社まで速やかに提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料をPDFファイルに変換し、日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに電子メールに添付して提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 取引参加者は、既に当社に提出している業務方法書に変更があった場合には変更後の写しを当社に提出することになるため、その提出をもって変更登録に伴う提出に代えることが可能です。 業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の記載事項に変更があった場合には、変更後の書類の写しを速やかに当社まで提出するものとします。
<p>5. 取引所の行う調査その他必要な措置への協力</p> <p>(1) 調査等への協力</p> <p>(2) 取引参加者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者は、当社の市場における市場デリバティブ取引を公正にし、及び投資者を保護するため、当社が行う高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置について、協力するものとします。 取引参加者は、高速取引行為を行う者から当社の市場における市場デリバティブ取引の委託を受けるときは、当社の市場における市場デリバティブ取引 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、高速取引行為を行う者が当社の規則を遵守しなければならない旨、高速

項目	概要	備考
(3) 自主規制法人への委託	<p>を公正にし、及び投資者を保護するため、当社の行う高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置について、高速取引行為を行う者が対応するための適切な措置を講じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の市場における市場デリバティブ取引を公正にし、及び投資者を保護するため、当社は、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他必要な措置について、日本取引所自主規制法人に委託することができるものとします。 	<p>取引行為を行う者に伝え、了解を得ることが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、今般の高速取引行為を行う者の登録制の導入後も、引き続き適切な売買管理を行うものとします。 当社の規則改正を受けて、日本取引所自主規制法人においても必要な規則改正を実施する予定です。
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正をします。 	

Ⅲ. 施行日（予定）

2018年4月1日

以上

【別紙3-1】移管対象商品の建玉制限一覧

売または買のそれぞれにつき、次の数量

2019年5月現在

商品	対象者		当月限		2番限	3番限	4番限	5番限	6番限	合計
			納会月	納会月の前月						
金標準取引	委託者	一般委託者等(※)	-		-	-	-	-	-	5,000枚
		特定委託者	-		-	-	-	-	-	10,000枚
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	10,000枚		-	-	-	-	-	30,000枚
	取引参加者の自己		10,000枚		-	-	-	-	-	30,000枚
銀取引	委託者	一般委託者等(※)	1,500枚		-	-	-	-	-	6,000枚
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	3,000枚		-	-	-	-	-	30,000枚
	取引参加者の自己		3,000枚		-	-	-	-	-	30,000枚
白金標準取引	委託者	一般委託者等(※)	100枚	150枚	200枚	-	-	-	-	3,500枚
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	600枚	700枚	1,200枚	-	-	-	-	10,000枚
	取引参加者の自己		600枚	700枚	1,200枚	-	-	-	-	10,000枚
パラジウム取引	委託者	一般委託者等(※)	60枚	120枚	240枚	-	-	-	-	2,500枚
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	450枚	600枚	1,200枚	-	-	-	-	9,000枚
	取引参加者の自己		450枚	600枚	1,200枚	-	-	-	-	9,000枚
ゴム取引 (RSS3号)	委託者	一般委託者等(※)	300枚		600枚	-	-	-	-	10,000枚
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	400枚		600枚	-	-	-	-	10,000枚
	取引参加者の自己		400枚		600枚	-	-	-	-	10,000枚
ゴム取引 (TSR20番)	委託者	一般委託者等(※)	500枚		1,000枚	-	-	-	-	10,000枚
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	1,000枚		2,000枚	-	-	-	-	10,000枚
	取引参加者の自己		1,000枚		2,000枚	-	-	-	-	10,000枚
一般大豆取引	委託者	一般委託者等(※)	400枚	800枚	2,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	-
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	400枚	800枚	2,000枚	4,000枚	8,000枚	8,000枚	8,000枚	-
	取引参加者の自己		400枚	800枚	2,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚	-
小豆取引	委託者	一般委託者等(※)	20枚		50枚	150枚	300枚	500枚	500枚	-
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	50枚		100枚	200枚	600枚	1,000枚	1,000枚	-
	取引参加者の自己		50枚		100枚	200枚	600枚	1,000枚	1,000枚	-
とうもろこし 取引	委託者	一般委託者等(※)	600枚	1,200枚	3,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	-
		当業者、投資信託等、準取引参加者、MM	600枚	1,200枚	3,000枚	6,000枚	12,000枚	12,000枚	12,000枚	-
	取引参加者の自己		600枚	1,200枚	3,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	6,000枚	-

※当業者、投資信託等、準取引参加者、特定委託者(金のみ)、MM以外の者を言います。

現金決済取引商品(金ミニ取引、白金ミニ取引、金先物オプション取引、金限日取引及び白金限日取引)については、建玉制限数量は現状設定しておりません。

【別紙3-2】建玉等の報告について

移管される商品についての建玉報告については、現行のTOCOMの受渡システム(TOCOM CUBE)を介したファイルアップロードにて行っていただく予定です。

報告の種類		大口建玉報告				海外玉報告	
報告者		受託取引参加者、遠隔地仲介取引参加者、 特例措置の適用を受けた取次者又は外国商品先物取引業者				受託取引参加者	
基準日		毎営業日(日中立会終了時点)				当月最終営業日 (日中立会終了時点)	
報告期限		翌営業日16:00迄 ※ ¹				翌月第3営業日16:00迄	
		委託		自己		海外玉	
		右記以外の委託者	取引参加者、取次者、 外国商品先物取引業者からの委託 ※ ²	1限月の建玉	市場ごとの総建玉数		全商品・全限月
報告基準数量 ※ ⁶	榊大阪取引所	金 ※ ³	100枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	・当月中の全取引数量 (海外玉取引高報告) ・当月最終営業日終了時点の 全建玉数量 (海外玉建玉報告)
		銀	100枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		白金 ※ ⁴	20枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		パラジウム	20枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		RSS	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		TSR	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		一般大豆	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		小豆	20枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
	とうもろこし	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要		
	榊東京商品取引所	ガソリン ※ ⁵	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		灯油 ※ ⁵	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		原油 ※ ⁵	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要		
		軽油 ※ ⁵	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		中京ガソリン	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		中京灯油	50枚を超える場合	1枚以上	報告不要	報告不要	
		西エリア・ベースロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要	報告不要	
		西エリア・日中ロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要		
		東エリア・ベースロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要		
		東エリア・日中ロード電力	1枚以上	1枚以上	報告不要		
報告対象		全限月 ※ ⁶					
提出方法		電子ファイル					

【注意事項】

- ※1 遠隔地市場取引参加者、遠隔地仲介取引参加者及び特例措置の適用を受けた外国商品先物取引業者にあつては翌々営業日迄
- ※2 特例措置の適用を受けた取次者又は外国商品先物取引業者から受託した建玉については、当該者の自己の計算による建玉と取次委託者等の計算による建玉を別々にご報告下さい。
- ※3 標準取引、ミニ取引、限日取引、オプション取引それぞれについてご報告下さい。
- ※4 標準取引、ミニ取引、限日取引それぞれについてご報告下さい。
- ※5 現物先物取引、現金決済先物取引(バージ)、現金決済先物取引(ローリー)それぞれについてご報告下さい。
- ※6 一部の限月において建玉数量が報告基準数量に該当する場合であっても、それぞれ全限月の建玉数量をご報告下さい。

別紙4. 受渡決済制度（本受渡）の概要（貴金属・ゴム）

※下記以外の早受渡、申告受渡制度、受渡条件調整制度、ADP制度についても、TOCOMの現行の取扱いを踏襲します。

市場名	貴金属市場	ゴム市場	
商品名	金、銀、白金、パラジウム	RSS3	TSR20
受渡供用品	取引所が指定する商標等の刻印のある純度99.99%以上の金地金、銀地金 純度99.95%以上の白金地金、パラジウム地金	国際規格に基づくリブドスモークシート3号及び4号（格差あり）	取引所の承認工場で生産されたTSR20であって、タイ王国が定めた規格に基づくSTR20
受渡日	毎偶数月の最終営業日	毎月最終営業日	船積を当月限の翌月15日までに先行し、受渡しを船積日から起算して第9営業日までに行う
相手方の決定方法	抽選	抽選	抽選
受渡方法	倉荷証券による受渡し	倉荷証券（荷渡指図書：D/O）による受渡し ※受渡品は、原則、事前検査が必要	倉荷証券によらない受渡し ※渡方が、受渡場所で、受方が手配した船舶に受渡品を積み込むことにより受渡しを行う（未通関本船渡し：FOB）
	渡方 受渡品に係る指定倉庫発行の倉荷証券を提出し受渡日に受渡代金を受け取る	渡方 受渡品に係る指定倉庫発行の倉荷証券を提出し、受渡日に受渡代金を受け取る	受渡場所の選択：渡方に帰属する 船積日・受渡日の選択：受方に帰属する
	受方 受渡日に受渡代金を支払い、倉荷証券を受け取る	受方 受渡日に受渡代金を支払い、倉荷証券を受け取る	渡方 受渡品に係る受渡書類（船荷証券、インボイス、品質証明書等）を提出し、受渡日以降、受渡代金を受け取る 受方 船積日までに受渡代金を支払い、受渡日に受渡書類を受け取る
受渡場所	東京都所在の営業倉庫のうち、指定した倉庫 計6社 8倉庫（本受渡し）	東京都、神奈川県、千葉県、茨城県及び愛知県所在の営業倉庫のうち、指定した倉庫（愛知県については、ゴム市場管理細則に定める場合であって、必要と認められた場合の受渡しに限り、適用） 計17社 49倉庫	バンコク港（タイ） レムチャバン港（タイ） ペナン港（マレーシア）

別紙4. 受渡決済制度（本受渡）の概要（農産物）

※下記以外の早受渡、申告受渡制度、受渡条件調整制度、ADP制度についても、TOCOMの現行の取扱いを踏襲します。

市場名	農産物市場		
商品名	一般大豆	小豆	とうもろこし
受渡供用品	米国産黄大豆のうち、米国農務省穀物検査規格No 2以上の未選品大豆	国内産小豆であって検査規格一般小豆（北海道産、各都府県産）及び外国産赤小豆（中国産、カナダ産） ※格付表による格差あり	米国産黄とうもろこしのうち、米国農務省穀物検査規格No1～3のとうもろこし
受渡日	当月限（偶数月）の納会日の3営業日後から最終営業日まで	毎月最終営業日の前営業日	当月限の1日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日
相手方の決定方法	受渡当事者の合議又は抽選	抽選	受渡当事者の合議又は抽選
受渡方法	倉荷証券による受渡し	倉荷証券による受渡し	倉荷証券によらない受渡し ※渡方が、受渡場所（埠頭）にて、積来本船からの 倉内渡しにより受渡しを行う （未通関バラ積み本船渡し：CIF）
	受渡日の選択：渡方に帰属する		受渡場所の選択：渡方に帰属する
	渡方 受渡品に係る指定倉庫発行の倉荷証券を提出し、受渡日に受渡代金を受け取る	渡方 受渡品に係る指定倉庫発行の倉荷証券を提出し、受渡日に受渡代金を受け取る	渡方 受渡品に係る受渡書類（荷渡指図書、インボイス、保険証明書等）を提出し、受渡日以降、受渡代金を受け取る
	受方 受渡日に受渡代金を支払い、倉荷証券を受け取る	受方 受渡日に受渡代金を支払い、倉荷証券を受け取る	受方 受渡日に受渡代金を支払い、受渡書類を受け取る
受渡場所	神奈川県、千葉県及び茨城県所在の営業倉庫のうち、指定した倉庫（サイロ） 計10社 10倉庫	東京都、神奈川県及び北海道所在の営業倉庫のうち、指定した倉庫 計28社 53倉庫	川崎、横浜、千葉及び鹿島の各港に所在する荷受渡しをすることができる埠頭のうち、指定した埠頭 指定埠頭 計8社 8埠頭 <内訳> 川崎港所在 1社1埠頭、横浜港所在 2社2埠頭、 千葉港所在 3社3埠頭、鹿島港所在 2社2埠頭